

相続ドック NEWS RELEASE

2021年2月号

税理士法人エム・アンド・アイ

〒532-0011

大阪市淀川区西中島4丁目11番9号

Phone : 06(6838)7512 FAX : 06(6886)0233

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

コロナ禍で加速する待ったなしの事業承継問題

65%、17万社が後継者不在？
事業承継2025年問題！
知っておきたい「特例」事業承継税制！



中小企業庁が事業承継支援の集中期間とする「事業承継5ヶ年計画」を策定して3年半経過しました。コロナ禍での倒産や休廃業の増加も懸念される中、事業承継にも大きな影響が。

深刻さ増す後継問題

●2020年後継者不在状況

帝国データバンクが昨年11月末にまとめた調査(全国・全業種26.6万社)によれば、全体の約65.1%の“約17万社での後継者不在”が判明しました。

<後継者不在率は「西高東低」>

地域別では、北海道は調査開始以来最も高いものの、3年連続で前年を下回った。関東、近畿では過去最低となる一方、四国、九州は5年連続、中国は2年連続で上昇。中部は3年ぶり、北陸は2年ぶりに増加し、特に中国以西の西日本地域で後継者不在率が上昇している。

<都道府県別では沖縄県がトップ>

都道府県別では、沖縄県が全国平均を大幅に上回る81.2%で不在率トップに。鳥取・山口・島根各県など上位10県中、4県を中国地方が占める。

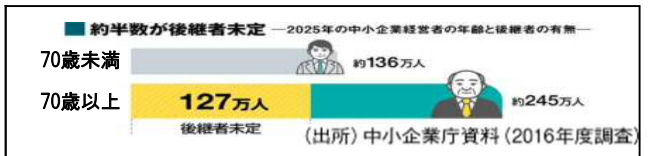
●後継者不足に悩む建設業！

業種別にみると、建設業の後継者不在率が最

も高く、70.5%でした。70%台は6年連続で、2020年調査では全業種で唯一の70%台となりました。最も低いのは製造業57.9%で、7業種中唯一の5割台です。

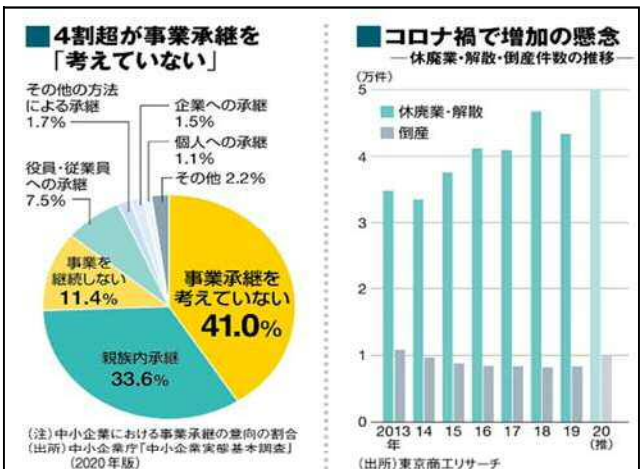
●待ったなしの2025年問題！

中小企業庁によれば、2025年には70歳未満の経営者が約136万人に対し、70歳以上の経営者が約245万人と2倍弱まで高齢化が進むと試算しています。うち、70歳以上の経営者のうち127万人が後継者未定状態に。



●コロナ禍が拍車をかける！

現状を放置すると、中小企業の休廃業により、2025年頃までの10年間に約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるとの試算が。アンケートでは、4割超が事業承継を考えていないと答えており、さらにコロナ禍で休廃業、解散、倒産件数の増加が懸念されます。



●2020年度の後継者難倒産は？

東京商工リサーチによれば、2020年度の「後継者難倒産」は1月までの10ヵ月で289件(前年同期比15.6%増)で、このペースなら、最

多の2019年度(319件)を超えることがほぼ確実です。コロナの収束が見通せない中で経営者の高齢化や人手不足で、事業承継問題は深刻さを増しています。社内に後継者がいない企業の中にはこれまで想定してこなかったM&Aを具体的に検討し始めるケースもあるとか。

●後継者の有無は企業評価にも?

金融機関は企業の将来性を判断する「事業性評価」に基づく貸出しが浸透し、後継者の有無は大きな要素の一つになっています。中小企業の代表者の多くは、高齢で経験が長いほど経理や営業、人事などあらゆる業務を担っています。特に資金調達などへの依存度が高く、代表者の病気や体調不良で経営に支障が生じた場合、事業継続に大きなリスクが。

With コロナの事業承継



●3社に2社が「経営上の問題」

帝国データバンクの調査によれば、事業承継を「最優先の経営上の問題と認識している」企業が11.8%で、「経営上の問題のひとつと認識している」55.2%と合わせると67.0%が事業承継を経営上の問題と認識していることに。

＜事業承継に対する考え方＞

	最優先の経営上の問題と認識している	経営上の問題のひとつと認識している	経営上の問題として認識していない	分らない
2017年10月調査	13.6%	57.5%	18.2%	10.8%
2020年8月調査	11.8%	55.2%	21.6%	11.4%

注1:母数は有効回答企業1万2,000社、2017年10月は1万214社
注2:小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

●コロナで関心が高まった企業

コロナの影響を契機として事業承継に関する関心が変化したかどうかを尋ねたところ、「変わらない」が75%と大半を占めていますが、8.9%が「高くなった」と回答しています。

＜コロナによる事業承継への影響や意識変化＞

- 経営者が高齢のため、感染すると本人の健康危機とともに経営にも打撃があるので、事業承継について考えさせられた (サービス業)
- 事業承継の準備段階に入ろうと考えていたが、コロナの影響で事業承継どころではなくなり、今は会社存続が当面の課題 (製造業)
- 事業承継はコロナによるダメージを完全に修復してから話になる (運送業)
- 後継者を決め、今後の問題等を検討中だったが、継続のタイミングが決めにくい (小売業)
- 商工会議所等の指導で事業承継計画書を作成、提出したが、コロナの影響で休止状態。少し落ち着いたら事業承継を進めていく (製造業)
- コロナの影響で環境が一変した状況では事業承継したくてもできない (小売業)

●コロナで第三者承継も深刻に?

元から経営状態が芳しくなく、廃業や事業譲渡を検討していた中小企業にも大きな影響があります。コロナ禍に直面したことで、2025年にピークを迎えると言われる経営者の引退が早まることが予測されます。コロナ禍によって、日本における第三者承継の普及が5年早まったと言う専門家も。

＜業種によっては売却先が見つからない!＞

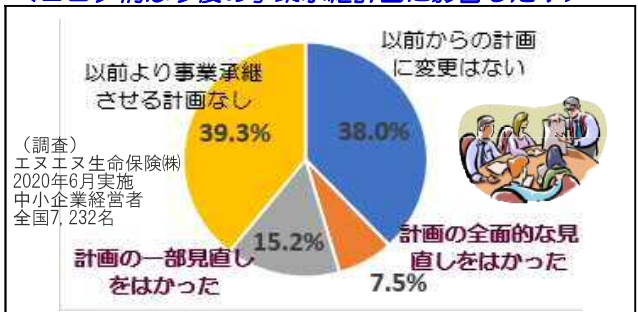
コロナの影響により事業の先行きが不安になることで、売却先を探しにくくなる問題があります。観光業界や飲食業界などはコロナが回復した後も需要回復に時間がかかると見込まれ、売却先がまったく見つからない状態に。

●4社に1社で計画に影響あり



中小企業経営者対象に生命保険会社が行った調査では、「コロナ禍が今後の事業承継の計画に影響するか」との質問に、「全面的な見直しをはかった」7.5%、「一部見直しをはかった」15.2%を合わせると、22.7%に影響が。

＜コロナ禍は今後の事業承継計画に影響した?＞



＜計画がある企業の約4割が見直し!＞

事業承継計画のある企業(60.7%)だけで見ると、「全面、一部見直し」が22.7%となっており、事業承継を予定・計画している会社の約4割に影響があり、見直しを余儀なくされている。

●国の事業承継支援策は?

＜事業承継支援策＞ 2020年中小企業白書

1. 経営承継円滑化法に基づく総合的支援
 - (1) 遺留分に関する民法の特例
後継者に有利。合意により遺留分を減らせる。相続開始10年以前の贈与は遺留分に含めない。
 - (2) 金融支援
後継者に対し、事業承継資金需要への支援等
 - (3) 事業承継税制
 - ① 法人版事業承継税制
後継者が先代経営者から贈与・相続した非上場株の贈与・相続税につき、納税を猶予又は免除
 - 一般措置
 - 特例措置(2018年創設)
 - ② 個人版事業承継税制
個人事業者が事業用資産を後継者に贈与・相続した場合の猶予と免除
2. 事業引継ぎ支援センター(マッチング支援)



知っておきたい「事業承継税制」

●事業承継税制、変遷の歴史

中小企業の円滑な事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」ですが、制度の難解さ、要件の厳しさ、手続きの煩雑さのため、利用件数が増えませんでした。何度も要件の緩和や手続きの簡素化の改正があり、今に至ります。

<増えない件数、どんどん緩和>

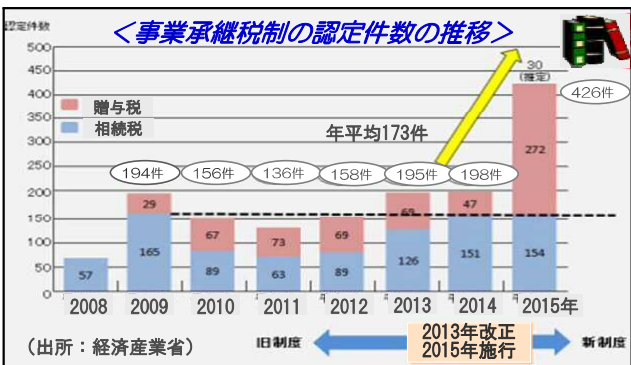
2008年	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(円滑化法)創設
2009年	「事業承継税制」の創設 後継者は親族に限定、先代経営者は役員を退任、雇用の5年間8割以上を要維持
2013年	改正事業承継税制(上記要件の緩和)
2017年	「事業承継5ヶ年計画」策定 改正(雇用条件再緩和、相続時精算課税の贈与を贈与税納税猶予対象に)
2018年	10年間の特例(特例措置)の創設 対象は全株式(納税猶予割合一律100%) 申告後5年間、雇用に8割以上を5年間平均で維持の要件が実質廃止など抜本拡充
2019年	個人版事業承継税制(10年間)の創設

<当初は経営者から敬遠された?>

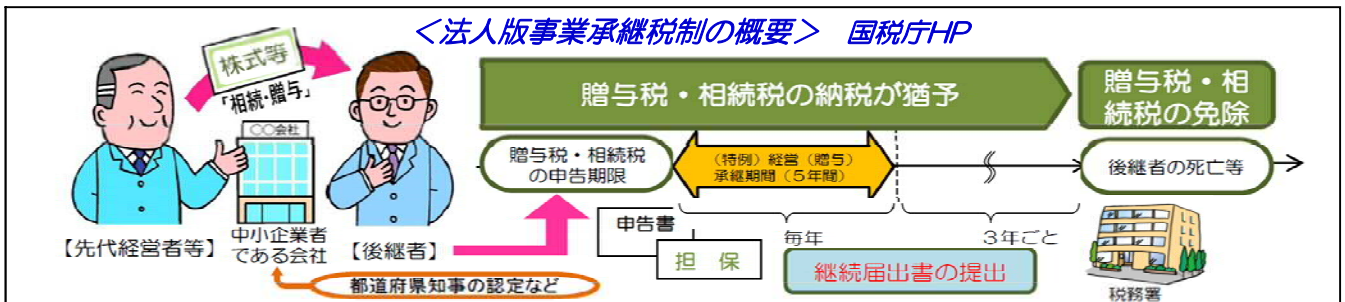
創設当初は厳格な適用要件を満たした上で、事前に経済産業大臣の認定を受ける必要があった。5年間の雇用維持が困難と感じられることや、納税猶予が取り消された場合のリスクが極めて大きい、M&Aという経営戦略が封じられるとの誤解もあり、敬遠され、利用件数も増えなかった。

●要件緩和で認定が2.6倍に!

創設以来、認定件数は毎年200件にも届きませんでした。2013年の要件緩和で改正法施行の15年には過去6年平均の約2.6倍に。



<法人版事業承継税制の概要> 国税庁HP



先代経営者の役員退任要件が緩和され、有給の役員で残留が可能になったことで、特に贈与税の利用が増えたようです。

●「特例」知らないが3分の1超

<期間限定の要件緩和で抜本拡充!>

それでも制度の利用は進まず、2018年度税制改正で抜本拡充された新制度を創設。従来の制度は「一般措置」、10年間の期間限定で要件が緩和された新制度は「特例措置」と呼ばれる。

東京商工会議所が今年1月に公表した調査では事業承継税制の特例につき「改正・内容とも知らない」との回答が全体の35.2%に。

●拡充後、特例の申請件数が急増!

拡充前は年間400件程度の申請でしたが、拡充後は爆発的な伸びを見せ、特例承継計画の申請件数は制度開始の18年4月から20年7月までで7,186件となっています。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	5年以内の特例承継計画書の提出(2018年4月1日~2023年3月31日まで)	不要
適用期間	10年以内の贈与・相続(2018年1月1日~2027年3月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株数最大2/3まで
納税猶予割合	100%	贈与100%相続80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	従来よりも弾力化	承継後5年間、平均8割の雇用維持
事業継続困難な場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与

●精通した専門家探しがポイント!

毎年の届出書の提出など、長期間にわたりフォローしてくれる専門家が必要です。期間限定の特例なので、承継計画書を提出しておくという法人も。出すだけで実行しなくても構いませんが、期限内に出していなければ、いざ相続や贈与となっても適用できません。

<適用対象外の会社はどうする?>

事業承継税制は事業実態のない「資産保有型会社」や「資産運用型会社」は対象外で、税制の恩典を受けられません。ただし、事業実態が認められる場合は適用対象となります。(常時従業員が5名以上で、3年継続して事業活動を行っている等)

コロナ時代の相続手続きを考える

●コロナ禍の葬儀事情

“三密”になりやすいため、葬儀のやり方はこの1年で大きく変化しました。

参列者のｺﾏ感染対策はもちろんですが、ｺﾏで死亡された場合には、葬儀を引き受けない葬儀社があったり、利用時間が限定される火葬場もあったりと、注意が必要です。

◆1日のできる家族葬

参列者を限定して少人数で行う家族葬の中でも、通夜を省いた一日葬の利用者が増加中とか。

◆自宅葬

ｺﾏ対策で昔ながらの自宅葬を選ぶ方も。

◆オンライン葬で参列

遠方や外出を控えたい高齢者向けに、葬儀の様様をライブ配信するオンライン葬が注目。

◆食事禁止でかわりにカタログギフト

通夜、告別式での食事禁止の葬儀場もあり、その場合はカタログギフトに切り替えているとか。



相続発生後のスケジュール（通常）

7日以内

●死亡届提出

●相続人の特定

戸籍謄本をもとに相続人を特定

●財産債務の把握

相続財産、債務全体を調査



3ヵ月以内

●相続放棄等の期限

借金が多い場合などで財産債務を引き継がないときは、家裁へ申立てが必要

4ヵ月以内

●準確定申告書の提出期限

1月1日から亡くなるまでの所得税を申告

●遺産分割協議

誰がどの財産を引き継ぐのか相続人で相談。引き継ぐ割合や財産で税負担にも影響あり。

10ヵ月以内

●相続税申告書の提出期限

申告書を提出、納税も行います。

●戸籍謄本を入手するには

相続人の特定には、戸籍謄本が必要になります。故人の誕生から死亡時までを追い、現在戸籍、除籍謄本、改製原戸籍などを揃えます。

戸籍謄本は本籍地の市区町村役場で取得できますが、郵送依頼も可能。異動が複雑な方の場合は、司法書士に依頼した方がいいでしょう。



◆自分の戸籍や印鑑証明はコンビニで

自分の戸籍謄本や印鑑証明書は、対応済みの市区町村ならコンビニで手軽に取得できます。

●実は申告期限は簡単に延長できる！

ｺﾏ禍は災害時と同様、特例で各手続きの期限を延長できます。

◆3ヵ月以内の相続放棄の期限延長

財産債務の把握の時間が足りないため相続放棄をもう少し検討したい場合、家庭裁判所への書類提出で期限延長を申請できます。

◆申告期限の申請は簡単な手続きに

準確定申告や相続税申告の期限延長の事前申請は不要。期限後に申告書を提出する際「ｺﾏによる期限延長」と記載するだけ。延長期限は税務署長の指定日（ｺﾏなどがやんだ日から2ヵ月以内）までで、申告と同時に納税すればよく、延滞税もかからず安心！

◆提出は電子申告、納税は電子納税で！

準確定申告、相続税申告とも電子申告できるので、税理士に頼めば税務署へ出向く必要はありません。納税も電子納税にしておけば口座振替で完了。



●自宅でどこまで情報収集できる？

◆預金や有価証券の残高

銀行や証券会社のネットサービスを利用していけば、代わりに代わりに代わりに被相続人の預金や有価証券の残高確認ができます（死亡が知られると使用停止に）。

相続税申告書に添付する残高証明書の入手には「戸籍謄本などの提出」が必要で、今のところ金融機関の窓口へ出向いて入手することとなります。

◆登記情報

“登記情報提供サービス”のサイトなら、不動産の登記簿謄本、地図情報、地積測量図や建物図面、法人の登記簿謄本などが取得できます。ｺﾏピューター化されたデータ限定ですが、費用はカード決済、PCで手軽に取り寄せができる便利なサービスです。

◆遺言書の有無

遺言書は自宅の金庫などを探し、もし見つけたら家庭裁判所で検認を受けます。

1989年以降に公証役場で作成された公正証書遺言は“遺言書検索システム”で検索できます。公証役場へ行く必要がありますが、相続人など利害関係者ならば検索できる仕組みです。



●Web会議活用で効率アップ

ｺﾏ禍で普及したWeb会議システムは、相続の場面でもさまざまな活用余地が！

税理士への相続相談、相続人間での遺産分割協議、司法書士や弁護士との打ち合わせなど、外回り力を避け、かつ、時間を効率よく使えます。



